

国民健康保険税の 税率改定

4月1日から、国民健康保険税率が平成16年度の税率改定以降、7年ぶりに改定となりました。今回、税率改定に至った経緯と、現在おかれている多古町の国民健康保険事業の実情について説明します。

多古町の現状

多古町の人口は、現在およそ1万6千人で、年々減少しています。そのうち国民健康保険（以下、国保）の加入者は約4割を占めています。60歳未満の加入者数は減少傾向にありますが、60〜74歳の年齢層では増加していますので、高齢化の傾向が進んでいる状況です。

国保会計の状況を見ると、平成16年度に税率を改定した以降、平成20年度までは繰越金が1億8千万円前後あり、国保財政調整基金（貯金）への積み立てもしていましたが、平成21年度は医療費の急激な増加によって繰越金が減少し、基金への積み立てができていない状況になりました。また、平成22年度では基金を約1億円取り崩し、やりくりした状況です。

平成16年度の税率改定以降、歳入では景気の低迷などによる所得の減少により、国

保税の収入が年々減少している一方、歳出の保険給付費は年々増加している状況です。国保財政調整基金をこのまま取り崩していくと、インフルエンザの大流行や災害時の医療給付に対処しきれないのももちろん、国保の運営そのものができなくなる恐れがあります。これが多古町の現状なのです。

医療費の状況

加入者が減少しているにもかかわらず、医療費は年々増加しています。その要因としては、国保加入者の高齢化による医療費の増加と医療技術の高度化により、受診率や一人当たりの診療費が年々増加しているものと考えられます。

国保税の決め方

医療費の増加は町の国保財政を圧迫し、直接国保税に跳ね返ることになります。

わたしたちに 出来ること

医療費が増加すると国保税は高くなり、わたしたちの生活に大きく影響してきます。こうした医療費の増加を抑えるために、特定健康診査などで生活習慣病を早期に見し、改善指導を行うことにより、生活習慣病の発症を抑え、医療費の伸びを抑制することが出来ます。

また国保では、短期人間ドック助成制度がありますので、健康管理と病気の早期発見のためご活用ください。国保多古中央病院においても各種保健事業を行っており、とりわけ生活習慣病の一つであ

納付が困難なときは

災害などで損害を受けたときや、病気・失業などにより納付が極めて困難なときは、保険税の減免や猶予が受けられる場合がありますので、ご相談ください。



国民健康保険税の 改定税率等

こうしたことを一人ひとりが行うことによって、医療費増加の抑制につながり、ひいては国保財政の安定運営につながるのです。



税率の改定にあたっては、所得の低い方の負担が急激に増えないよう軽減割合を拡充するとともに、課税限度額をそれぞれ引き上げ、税率の改定を行いました。また、後期高齢者支援金分と介護納付金分にかかる資産割と平等割を廃止しました。

その他の軽減措置

後期高齢者医療制度の創設により、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行することで、同じ世帯の国保加入者の負担が急激に増えないように軽減したり、倒産や解雇（リストラ）などで離職した場合の軽減なども行っています。

る糖尿病に対する予防教室や、各種行事での健康づくり活動に取り組んでいますので、引き続き支援していきます。

それから、ジェネリック医薬品の利用を促進することが医療費削減の一つの方法ですから、広く周知して利用の促進を図ります。みなさんも処方箋をもらったら、薬局で薬剤師さんに相談してみてください。

次に、お医者さんの掛かり方を見直してください。一つの症状でいろいろな病院に掛かっていませんか。病院が変わるたびに同じ検査をしたり、治療をやり直したり、同じ薬をもらったりしていませんか。このような重複受診は、体にとっても危険ですし、医療費を増加させることにもつながっています。もう一度、お医者さんの掛かり方に問題がないか、見直してみてください。

そして、最後に一番重要なことは、健康づくりに取り組むことです。無理なくできる範囲で、長く続けることがポイントです。散歩や趣味のス

		改定後 平成23年度	改定前 平成22年度
医療保険分(全被保険者対象)	所得割	前年中の基準総所得金額 × 7.0%	前年中の基準総所得金額 × 6.2%
	資産割	土地、家屋の固定資産税 × 40.0%	土地、家屋の固定資産税 × 31.0%
	均等割	加入者1人につき 18,000円	加入者1人につき 16,500円
	平等割	1世帯につき 25,000円	1世帯につき 20,500円
	課税限度額	50万円	47万円
後期高齢者支援金分(全被保険者対象)	所得割	前年中の基準総所得金額 × 2.4%	前年中の基準総所得金額 × 1.7%
	資産割	—	土地、家屋の固定資産税 × 8.0%
	均等割	加入者1人につき 12,000円	加入者1人につき 4,500円
	平等割	—	1世帯につき 5,500円
	課税限度額	13万円	12万円
介護納付金分(40歳〜64歳対象)	所得割	前年中の基準総所得金額 × 1.7%	前年中の基準総所得金額 × 1.5%
	資産割	—	土地、家屋の固定資産税 × 8.7%
	均等割	加入者1人につき 15,000円	加入者1人につき 6,500円
	平等割	—	1世帯につき 4,500円
	課税限度額	10万円	10万円
軽減割合 (均等割・平等割)		低所得世帯 7割・5割・2割	低所得世帯 6割・4割

【お問い合わせ】

国民健康保険税に関すること

● 税務課課税係 ☎ 76-5402

国民健康保険に関すること

● 住民課国保年金係 ☎ 76-5405